

北海道グッド・トイ委員会規約

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 この会は、北海道グッド・トイ委員会（以下「本委員会」）と称し、事務所を代表宅に置く。

(目的)

第2条 本委員会は、北海道において、良質なおもちゃと豊かな遊びを通じて、地域社会の活性化と乳幼児から高齢者までの多世代間の交流に寄与するとともに、次条に定める会員相互の連絡協調を図ることで、会員の資質向上に努めることを目的とする。

(構成員)

第3条 本委員会は、前条の目的に賛同する北海道在住者で、認定NPO法人芸術と遊び創造協会より、おもちゃコンサルタントの資格認定を受けた者をもって構成する。

(事業)

第4条 本委員会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研修会、講習会、フォーラム等の開催
- (2) 各関係団体との交流と関係事業への参加・協力
- (3) 地域の遊びの文化を担う指導者の育成
- (4) その他、本委員会の目的達成に必要な各種事業

(入会及び脱会)

第5条 本委員会への入会、脱会及び年会費については、別に定める規則による。

(除名)

第6条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、本委員会は、総会の議決によりこれを除名することができる。

- (1) この規約に違反したとき。
- (2) 本委員会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第2章 役員

(役員)

第7条 本委員会には、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 1名

(役員を選出)

第8条 本委員会の役員は、総会において、本委員会構成員の中から選出する。ただし、必要があるときは、構成員以外の者から選出することを妨げない。

(任期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合には、ただちに補充するが、その任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第10条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 代表は、本委員会を代表し、総括する。
- (2) 副代表は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本委員会の会計事務を処理する。
- (4) 監事は、本委員会の運営及び会計を監査する。

(役員手当)

第11条 役員の手当は次のとおりとする。

- (1) 代表、5,000 円
- (2) 副代表 2,000 円
- (3) 会計 2,000 円

第3章 総会

(開催)

第12条 総会は年1回開催とする。ただし、委員長が特に必要と認めたときには、臨時に招集できる。

(招集)

第13条 総会は、代表が招集する。

(成立人数)

第14条 総会は、全会員の過半数（委任状を含む。）の出席をもって成立する。

(議決)

第15条 総会での議決は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。

(議決事項)

第16条 総会において議決を必要とするものは、次の事項とする。

- (1) 規約改正に関すること。
- (2) 役員の変更に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 運営方針及び事業計画に関すること。
- (5) 会員の除名に関すること。
- (6) その他、本委員会の重要事項で代表が必要と認められた事項。

第4章 会計

(会計)

第17条 本委員会の会計は、会費、事業収入、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第18条 本委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 附則

(附則)

この規約に定めるものの他必要な規則は、総会において審議決定する。

この規約は平成19年7月1日より施行する。

(附則)

令和2年7月1日 本規約の一部を改正。

(附則)

令和3年7月1日 本規約の一部を改正。

(附則)

令和4年7月1日 本規約の一部を改正。